

三橋義雄の体育観

恩 田 裕

(一)

普通学務局長・澤柳政太郎を委員長とした「體操遊戲調査會」¹⁾の答申を受けた文部省は、混乱を極めていた学校体操に一応の指針を得ることが出来たとして、新たに「學校體操調査委員會」²⁾を設けて、長岡外史・英 健・相良廣一・梅村茂助・永井道明・横山榮次を委員に任命し、学校体操の目標や体操教材に対する多角的な検討を委嘱した。

その結果、国内の実情に合致するような学校体操の構築を意図して、文部省は、1913年(大正2年1月28日)、訓令第1号を以て「學校體操教授要目」を制定し³⁾、小学校令、同施行規則の改正を通してその全国的な徹底を図った。

この教授要目の内容は、欧米の体操事情の視察を終えて帰国した永井道明が主導して策定したもので⁴⁾、学校体操の統一と整理を図り、国家的要求に基づいた児童生徒の身体的発達を意図したものとして理解されると共に⁵⁾、これが契機となって、次第に学校体操の教科内容に対する国家的立場からの統制が強化され、やがては軍事教練そのものがこれに取って代る要因となったのは周知の通りである。

学校体操教授要目は、1926年(大正15年5月27日)、文部省訓令第22号によって第一次の改正が加えられ⁶⁾(以後、第一次改正要目という)、1936年(昭和11年6月3日)、文部省訓令第18号を以て第二次の改正⁷⁾(以後、第二次改正要目という)が加えられたが、何れの要目についても各方面から批判的意見が多く寄せられたことは、その策定の経緯からいっても当然のことであった。それは、学校体操教授要目の制定に当たっては、各委員間には、中心教材としてスウェーデン体操の様式を導入することに対して、一

応の共通理解があったとは言うものの、先に述べた体操遊戯調査会の報告にしても、学校体操の統一を図ることを急務とするあまり、従来からの普通体操や兵式体操が、学校体操として原理的に整合するか否かを論議の対象とすることなく、曖昧のままにして、新様式の導入を急いだことに起因したと考えることが出来るからである⁹⁾。

つまり、文部省と厚生省が、陸軍を間にはさんで、互いに学校体操に対する主導権を主張しあい、普通体操とスウェーデン体操とデンマーク体操とドイツ体操との間では、学校体操教材としての的確性をめぐって新知識の導入が競われ、或いは体操と遊戯、或いはダンスとスポーツの間でと、学校体操教授要目の制定に関して、各分野間でその主張するところが対立する事態が招来されるところとなった。

これを憂慮した文部省は、国家的立場から国民体育研究を目的とした特設機関として、1924年（大正13年10月25日）、勅令第250号をもって「體育研究所」を設置し、所長・岩原 拓以下、衛生学部長・吉田章信、体操部長・大谷武一、生化学部長・安田守雄、生理学部長・小笠原道生、競技部長・野口源三郎等を任命し⁹⁾、世界列強中最も不良なる状態にある我が国民の体位を向上させ、心身の平均能率を高め、その元気を振作することを狙いとして、国民体育を根本的に研究し、その改善を図る方策を実施することになった¹⁰⁾。

また、東京高等師範学校では「體育研究会」を改めて、「體育學會」（後に大日本體育學會と改名）を設立し¹¹⁾、雑誌「體育と競技」を刊行して、優れた体育研究の成果を次々と発表した。それは、師範教育を堅持する意図のもとに、当然のことながら要目擁護の立場をとるものが多かった。

一方、民では、1921年（大正10年12月）、永井道明を盟主として、三橋喜久雄・義雄兄弟、畠山源三、宮田覺三、上林英太、森 秀、今井熊太郎等が「大日本體育同志會」を設立して¹²⁾、雑誌「日本體育」を刊行し、その主張を声高に述べるのであるが、それは激烈な要目批判に通ずるものが多かった。

更に、1929年（昭和4年）には、真行寺朗生が「日本體育學會」を組織

し¹³⁾、雑誌「學校體育」を刊行して論陣に加わることとなった。

永井道明は、「大正二年発布の要目は其の当時に行われた諸體操の整理と統一とが目的であって、理想案でもなく、新體操では無論なく、要するに目前の實行案であった」¹⁴⁾と言う。そして「真剣なる實行の結果は當然の歸結として、改正の必要を感じて来た」として¹⁵⁾、「後大正十五年に第二次の學校體操要目が公布され聊か安心もした。唯改正の稍々物足らぬを感じた」¹⁶⁾と述べる。

つまり、學校體操教授要目制定について主導的役割を担った永井においても、その主張するところが全面的に容認されたとは考えておらず、各方面のそれぞれの主張を斟酌して妥協的に策定したものとした認識があったから、当然のこととして、遠からず改訂の必要が生ずることを予見していたものと思われる。だから、改訂に当たっての手続きや内容の検討に、「天下に先んじて其の用意と其の希望とを深大にしてきた」¹⁷⁾と述べ、自らその任に当たる覚悟を示しているのである。それにも関わらず、第一次改正要目の調査委員に任命され、その実務についたのは、岩原 拓以下、吉田章信、大谷武一、野口源三郎、宮田覺三、森 秀、二宮文右衛門、佐々木等、高橋キヨウ、山口鐵三郎であったから¹⁸⁾、永井がこれに対して激しく不快感を抱いたのも当然のことである。

この第一次改正要目の特徴は、従来の體操を整理統合し、分類・配当を改め、ドイツ體操から新教材を補充し、遊戯から別してスポーツ種目を大幅に教材として採択した点にあり¹⁹⁾、これらの趣旨・内容を普及徹底する目的で、「體育研究所」において、小・中・師範學校教員を対象として、長期にわたる講習会が開催された。

こうした時代背景のもとで、三橋喜久雄・義雄の兄弟は、スエーデン體操を源流とし、人体の生理解剖に立脚した、後に三橋式體操・生命體操として多くの賛同者を集めることになった獨創的體操を考究し紹介していったのである。然し、富国強兵を背景とした国家的立場にとっては、これを口火として教育界に新たな論争が生じ、せつかく整理統合した體操教材が、再度混乱に陥ることは望むところではなかった。特に、高度な精神性

を基盤とした三橋式体操は、実用的な兵式体操としての普遍的機能を重視した文部省にとっては、絶対的に受け入れることは出来ないとする判断があったものと思われる。

従って、何れの要目改定に関わる委員として、永井や三橋兄弟が登用されることはなかった。

本稿は、兄喜久雄を支えて、実際の指導者として高い評価を受けた義雄の事績をたどることによって、その学校体操・学校体育に対する実際的な考え方の基盤がいかなるものであったか、を明らかにすることを意図している。

義雄は、学校体操においては、「何を教えるか」と共に、「いかに教えるか」が肝要であるとして、そのためには、基本的な身体運動を言語で表現出来ることが必要不可欠だとする立場をとっていた。又、身体運動のリズムは、一定した単調なものではなく、複雑なリズムの組合せから成っており、人により運動の強弱によって変化するものであると主張し、隊列を整え、番号呼称や笛の吹鳴による体操の実施形式を否定し、指導者の人格発露としての号令のみが許されると主張していた。

つまり、体操がその効果と共に、本来的に内包している形式的になりやすい性質を認めた上で、唯体操の形だけを追い求める指導様式を全面的に否定し、実質的な内容、つまり、力・美・自然さを追求した指導がなされるべきだと主張するのである。常々、義雄は「体操には型があるが、決して型にとらわれてはならぬ」と力説していた。義雄の言によれば「自然的運動」の追求である。

義雄の根底には、体操は人間にとって必要なものではあるが、形式的体操は「つらく苦しいもの」であり、一方、スポーツ活動においては、心の底から喜びを感じることができるとした認識が存在した。この両者の合一を意図した、形にとらわれない指導こそが義雄の真骨頂であったに相違ないが、それは同時に、普遍的な体操指導からの隔離を意味していた。つまり、同じ内容の体操を指導したとしても、義雄の場合には他の指導者とは全く異質な内容を学習者から引き出すことが出来た。それ程、義雄の体操

指導は傑出しており、余人の追従を許さぬ独自の境地に達していたのである。

その優れた指導力を支えた基盤が如何なるものであったのか、以下に順を追ってそれを示そう。

喜久雄の事績に関しては、大熊²⁰⁾・森下²¹⁾を始めとして多くの優れた知見が報告されているのでそれ等を参照されたい。

尚、義雄の著書は以下の通りである。

『女子競技』、廣文堂書店、大正13年11月。

『ヴァレーボール』、廣文堂、大正14年11月。

『バスケットボール』、廣文堂、大正15年8月。

『世界的新研究に基く今日以後の日本の體操』、伊藤書房、昭和4年12月。

「世界の學校體操」、小原國芳編、『體育の理論と實際』、玉川學園出版部、昭和5年8月。

『生命體操の實際』、三橋喜久雄と共著、三橋體育研究所、昭和10年8月。

「學校體操の新動向」、厚生閣編集部編、『最近思潮學校體育實踐の進歩』、厚生閣、昭和10年9月。

- 1) 二宮文右衛門、『體育全史』、443—445頁、目黒書店、昭和9年。

明治37年10月、文部省は「體操遊戲調査會」を設置し澤柳政太郎を委員長として、坪井玄道・高島平三郎・川瀬元九郎・井口あぐり・三島通良・波多野貞之助・可兒 徳を委員に任じ、調査の結果を文部大臣に報告せしめた。その報告書によれば、「調査委員會ハ慎重審議ノ後所謂瑞典式體操ハ大體ニ於テ採用スヘキモノ」としているが、従来からの普通體操も、運動種類を選択し教授の順序を配慮することによって、十分に価値あるものとして活用できるとしている。

- 2) 二宮文右衛門、前掲書、446—447頁。

明治42年、先に体育研究のために欧米に留学を命じた永井道明の帰朝を待って、學校體操を陸軍の體操によって統一せんと強硬に主張する陸軍省と、軍人を訓練する體操は兒童生徒には不向きであると主張する文部省との間で、その意見を調整する意図で組織された。先の共同調査會が結論に達しないままに散會した後を受けて設置されたものである。

陸軍省側委員は、陸軍軍務局長・長岡外史、軍医正・英 健、歩兵大尉・相良廣一、であり、文部省側委員は、普通學務局長・梅村茂助、東京高等師

範学校教授・永井道明，視学官・横山榮次であった。陸軍省側からは兵役年限の短縮実施の必要から学校体操の軍隊化が強く要望されたが，文部省側からは学校体育の目標を論じ，この立場から体操材料に対する検討が主張された。その結果，原案作成は永井道明に委嘱されることになったが，この間の事情は，永井道明先生後援会編，『永井道明自叙伝』，46—52頁，大空社，昭和63年，に詳しい。

- 3) 教育資料編纂会編，『明治以降教育制度発達史』，第6巻，39頁，教育資料調査会，昭和39年。
- 4) 永井道明，『学校体操要義』，1—4頁，大日本図書株式会社，大正2年。
- 5) 二宮文右衛門，前掲書，449頁。
- 6) 教育資料編纂会編，『明治以降教育制度発達史』，第8巻，806頁。
- 7) 日本体育學會，「学校体育」，第15巻，第6号，昭和11年7月。
- 8) 二宮文右衛門，前掲書，441—457頁。
- 9) 体育研究所編，『体育研究所概要』，体育研究所，昭和10年。
- 10) 前掲書。
- 11) 体育學會，「体育と競技」，第1巻，第1号，大正11年3月。
- 12) 大日本体育同志會，「日本体育」，第1巻，第1号，大正11年1月。
- 13) 日本体育學會，「学校体育」，第1巻，第1号，昭和4年2月。
- 14) 永井道明先生後援会編，『永井道明自叙伝』，51頁，大空社，昭和63年。
- 15) 前掲書，53頁。
- 16) 前掲書，54頁。
- 17) 永井道明・三橋喜久雄，『学校体操教授要目の本義・新体操教授要目の組織的批判』，1頁，廣文堂書店，大正15年。
- 18) 二宮文右衛門，前掲書，466—467頁。
- 19) 前掲書，467—468頁。
- 20) 大熊廣明，三橋喜久雄の体育論，I—II，鳥取大学教育学部研究報告，教育科学，第22巻，第2号，203—213頁，及び，第24巻，173—182頁。
- 21) 森下 孝，三橋喜久雄の体操観と，わが国の学校体操に及ぼした影響（その1），体育研究所紀要，第24巻，第1号，13—28頁，慶応義塾大学体育研究所，昭和59年。

(二)

1894年（明治27年），三橋義雄は，鳥取県気高郡に生まれた。兄，喜久雄とは五歳違いである。1914年（大正3年），鳥取県師範学校を卒業し，同年，鳥取県東伯郡成徳尋常小学校訓導となり，教育界への第一歩を踏み出

した。

師範学校時代を懐古して義雄は次のように述べている。

「師範学校時代は體育的に全く無自覚であったが、而しほんとに趣味の體育であり趣味の運動であって、唯やらずには居られないので、ボートもやれば、テニスもやる、ベースボールもやれば、柔道もやる。又體操遊戯も大好で、體操の時間が待たれて仕方なく、今にして考えるとよくやったものだと思われる位である」²²⁾。

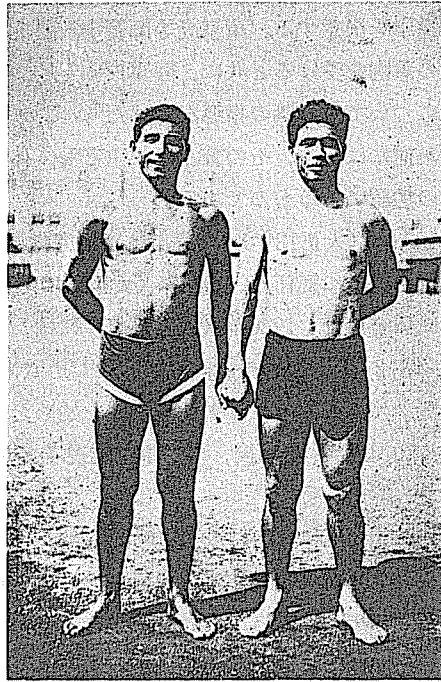
しかし、同年7月、現役兵として入隊し、六週間の軍隊生活²³⁾を余儀なくされた後、同校を休職して東京高等師範学校体操科へ入学、以後の体育教育への基礎を固めることになる。同校では広井と共にクラスで最年少で、随分暴れたようである²⁴⁾。

1917年(大正6年)、同校を卒業して、中等教員修身科及び体操科免許状を受領し、千葉県師範学校教諭となる。三年にわたる千葉師範時代には、従来の横跳を、今日のいわゆる水平跳として組織的に研究し、その創始者となったが²⁵⁾、より一層の研鑽の必要を感じて、再び、東京高等師範学校研究科へ入学する。同校では、後に厚生省国民体育官となった森 秀、改正要目委員となった宮田覚造、東京高等師範学校や日本体育会体操学校で活躍した広井家太、本学と同じ七年制教育で知られた甲南高等学校の体育

二人で同じ道へ

喜久雄

義 雄



三橋喜久雄著『體育即生活論』より転載

教育の基礎を築いた上林英太等と同窓であった²⁶⁾。

1921年(大正10年)、同校を卒業するも、再度、同校研究科二ヶ年課程への進学を決意する。東京高等師範学校研究科時代には、永井道明と兄喜久雄の薫陶を受けると共に、陸軍戸山学校へ練習生として通い、当時の林大尉について垂直跳の指導を受けた²⁷⁾。この垂直跳は、当時はまだ行なうものが他にはなく、その普及は、主として体操講習を通して伝達に努めた義雄の功績によるものである²⁸⁾。

1923年(大正12年)、東京市体育研究指導事務嘱託を経て、卒業と同時に東京市講師に就任し、1924年(大正13年)、東京市社会局社会教育課体育掛長に任ぜられ、1926年(大正15年)には、東京市視学を兼務する。1927年(昭和2年)、体育施設調査研究のため欧米各国に出張を命じられ、デンマークのニルス・ブック体操学校を始めとして、世界の体操を悉さに体験する²⁹⁾。翌年、帰朝後、再び東京市視学として市内各小学校の指導にあたる。

1933年(昭和8年)、東京市の改組にともない、東京市教育局体育課体育掛長となるが、後述する体操科指導要目の取り扱いに関連して、1939年(昭和14年)に退職、公立実業学校校長・東京市立神田高等家政女学校校長等を歴任したのち、再び、東京市主事・体力課長となる。1943年(昭和18年)、願により退職、財団法人・日本体育会副部長となり終戦を迎えることになる。

戦後、早稲田大学高等師範部講師等を勤めた後、教職適格判定をうけ、1949年(昭和24年)、成城学園中学校講師を委嘱され、1950年(昭和25年)から成城大学講師となり、翌年、成城大学教授に任命される。1953年(昭和28年)から、成城大学学生部体育保健課長に任ぜられ、1956年(昭和31年)には、体育教育の統括を意図して、高等学校及び中学校教諭の兼務を命ぜられ、以後、1964年(昭和39年)、定年退職まで成城学園の体育教育を主導して、その思想的・実証的な研究成果を基にした学校体育実践の在り方を身を以て示した。

1965年(昭和40年)11月15日没、享年71才であった。

- 22) 三橋義雄、『世界的新研究に基く今日以後の日本の體操』, 序, 1頁, 伊藤書房, 昭和5年。
- 23) 六現, 教師に対する優遇処置として, 普通は三年服務のところを, 六週間に兵役を減ずる制度があった。陸軍大臣は六か月として提案したが, 森有礼が週に書き改めたとされている。
- 24) 三橋義雄, 前掲書。
- 25) 前掲書。義雄は次のように述べている。「高等師範卒業後千葉師範に満三か年居たが, 今日云う所謂水平跳を組織的に研究したのは此の時代であって, 確か大正七年であった。水平跳と云う名稱は私がつけたのではないが, 従来の横跳を今日の水平跳として組織的に研究を進め, 以て之を創始した」。
- 26) 日本體育學會, 「學校體育」, 第19卷, 第2号, 65頁, 昭和13年3月。
- 27) 三橋義雄, 前掲書, 序, 2頁。「千葉を辞して高師の研究科に三か年居て永井道明先生と兄喜久雄とに就いて専ら體操を研究練習し, 又陸軍戸山學校に練習生として行って当時の林大尉に就いて垂直跳の指導を受けた。此の垂直跳はその頃は未だ中小學校は勿論, 高等師範でも行なわれていなかった」。
- 28) 前掲書。「千葉師範と研究科にいた時に或は永井先生, 或は兄又は自分一人で殆ど全國的と云ってよい位體操講習に出掛けて多くの諸君の相手をした」。
- 29) 前掲書。歐米における學校體操の現状, 1—14頁。

スエーデンでは皇立體操中央研究所を始めとして, ルンドのチュリイン夫妻の體操學校(女子の體操教師を養成する私立體操學校), 小學校, 男女中學校, 師範學校の體操を視察したが, 日本で考えていたスエーデン體操と本場のストックホルムのそれとはかなり内容が異なるとした印象を抱いたようである。特に女子の體操服が短いパンツと乳房を覆う布だけであることに感銘を深くしたと語っている。つまり, 人間の自然活動を重んじて, 美的表現を実現することには, 男女差がないのは当然なのだから, 性別をもって運動の適否や服装を区別すべきでないとする主張である。これは女子學生に倒立運動を指導して旧弊な父兄から抗議されたことに関連して語ったことである。

デンマークでは, コペンハーゲンの国立體操學校及體操視學長のケー・エー・クヌッセン, ウーレロープのニルス・ブック, アグネット・ベルトラム夫人, に私淑して指導を受けたようである。ブックの體操を重点的に学ぶと共に, 特にクヌッセンには同氏が試験官として師範學校その他の検定試験に臨むのに同行して, 時には共に実習を行ない, 強く影響を受けたものと思われる。

ドイツではドイツ體育大学のクリンゲル教授に親しく教えを受け, 「すべからく自然にかえれ」の思想に共感したと言う。

又, イギリス, アメリカではスポーツ活動が體操科の重要な内容になって

いることに着目し、この研究を疎かにしてはならぬと実感する。

(三)

沢柳政太郎が成城小学校を創設するにあたって、学校衛生の創始者である三島通良の協力を得て、児童生徒の健康保持を図ったことは周知のとおりであるが、1925年（大正14年）には、東京高等師範学校教授を退官した三橋喜久雄を招いて、身体教育の積極的推進を図っている。その経緯について小原国芳が述べるところを以下に引用する³⁰⁾。

成城へ来てから、ホントの体操の先生はいないのかとズイブンさがありました。

頭がよくて、ワザが上手で、しかも立派な人格者で、芸術が分かり、特に音楽が出来る人をと。

東大の司書の畠山さんは、元が体操の先生である。あの人格で、あの頭。実はこの人に頼んだですが、

「きっと、あなたが喜ぶ人をおめにかけます」

と。とうとう推薦して下さったのが三橋先生！何と私は幸せでしょう。

(中略)

私は特に三橋兄の団体体操を、しかも生命主義とでもいおうか、あの生命に満ちた芸術的な体操こそは快即健、体操即芸術、体育即宗教だとうれしい！

沢柳校長や谷本博士の意見とも一致し得るのがまたうれしい。考えてみれば、三橋君は鳥取師範を首席で卒業され、付属では音楽の主任だったのが、実に、成るほどと思わされる。

三橋喜久雄の説く生命体操実践の主張と、小原の説く全人教育の主張とは、共感する部分も多かったものと思われる。然し、その教育的価値観については、体育は全人教育を形成する「手段価値」としてのみ意義が存在し、永続的な生命・精神活動を維持する原動力として、強い健康・調和的

な美しい身体・強靱なる巧緻性、が必要なのだと主張していた小原と³¹⁾、「その価値規範を意志することの出来るのは體育の形式内容の豊富なる統一である」として、身体活動そのものに絶対価値の創造を志していた三橋喜久雄とは³²⁾、根源的には同調しきれない部分が存在したのではなかったか。小原は、その教育活動の主体が次第に玉川学園に移行するにつれ、斉藤由理男を中心としたデンマーク体操の研究・普及に体育的関心を移している。

小原は、「体操では三橋君を小野源蔵さんに推薦して頂きました。日本一をとお願ひして。御兄弟の偉大な御体格はまさにギリシャの彫刻でも見るようです。しかも、生命体操と呼ばれるそのリズムカルな元気のいい体操にはたまらなく敬意を今も払っています」として³³⁾、「坪井玄道先生の次が永井道明先生、その永井先生が日本中探し歩いてアトトリとした三橋君。がいろいろの事情で高師を出られる。その術と元気とは全く高師の体育科や文部省の一敵国。成城でも玉川でも教えてもらいました」³⁴⁾と述べる。

更に、「デンマークのニルス・ブックのところにもしばらくはおられたという君からブックなる世界一の体操の先生を知りました。それが誰かえらい若い人をデンマークまで習いにやりたいと物色。小野さんがまたみつ付けてくれました。それが実に今日、国宝的存在であるわれらの斉藤由理男君です」³⁵⁾とも述べるのである。

三橋喜久雄からニルス・ブックの「基本体操」が「世界一」との紹介を受けた小原は、これを自ら視察し、わが国へ招聘するべく欧米遊学を企画するのである³⁶⁾。

小原は、当初、経費の関係上、十二名の招聘を予定していたが、ブックは二十七名を主張し、これを承諾せざるをえなかった。また、国内における四十ヶ所におよぶ公演を有料化することで、この経費の一部を賄うことを予定していたが、文部省の強い要請によって、これを差し止められた³⁷⁾。これは、第一次改正要目によって、スウェーデン体操を基礎として、長年に及ぶ、体操教授方式の論争に一応の決着をつけたにもかかわらず、これ

によって論議が再燃することを恐れたための処置として理解される³⁹⁾。

小原は、ブック招聘を文部省の要請によって三ヶ年も延期し、更に公演の入場料が徴収出来なかったとし、この時の莫大な経済的負担（小原は九万何千円と書いている）が、いわゆる成城事件の一因となったとする、いささか愚痴っぽい述懐をおこなっている³⁹⁾。

ニルス・ブックの招聘に関して、学校体操と国民体操との間に、質的な相違のあることを述べて、批判的立場をとったのは大谷武一である⁴⁰⁾。

それは、わが国の体操界には教材を批判して選択する能力が育っておらず、新しいことには盲目的に飛び付くような状態であったから、第一次改正要目が定着していない時期に、これを迎えることは、徒に混乱を招く恐れがあるとする立場である。「私はブック体操をいきなり学校体操へ取入れる事には反対致しました。それは二つの理由からです。一つはブック体操が本場の丁抹の学校で行はれてゐないこと。二つはブック体操に理解ある人が当時新要目制定の日本にゐなかつたことであります」⁴¹⁾と述べ、社会体操と学校体操の区別を認識するだけの判断力の向上を待つために、その招聘時期を遅らせることを進言したと述べるのである⁴²⁾。

これに対して、小原は、「デンマーク体操にしても体操の本質を理解せずして、いわんやブック体操の意味を把握せずして、ただ単に、これは学校体操ではないとか、外国の体操だとかいう理由で否定し去ろうという人々があります。哀れな狭量さです」⁴³⁾として、人間の身体は根本的にはみな同じと断じ、自校の自校独自の体操制定のためにも、諸外国の体操をより一層研究しなければならないと言う⁴⁴⁾。

この問題については、自らも「ニルス・ブック体操研究会」の理事として名を連ねた真行寺朗生が、その招聘の推移過程について、雑誌「学校體育」誌上に十五頁に及ぶ記述を残している。以下にそれを要約して示そう⁴⁵⁾。

「大正末期の体育界にあって、当時の体育思想と融和しがたいほど急進的な体育論を唱えたのは三橋喜久雄である。喜久雄は実地にブック体操を研究し、大正13年秋に帰朝し、成城学園の小原に招かれ、畠山花城の協力

を得てブック招聘を推進することになった。然し、これには全体育界が結束した組織と力で一致協力してこの事業に充たる必要があった。つまり、体育界の流れ・組織・脈絡を無視すれば混乱が起こることは必然である。然し、わが国の農村民衆の社会運動やスポーツに随伴して起こる弊害の浄化を考え、社会体育発展のために国家的目的としてこの事業を意義あるものにするためには、全体育家が賛同して事に当たる必要がある。

そのため、先ず文部省の了解を得ることが肝要で、当時の体育課長・北豊吉に談合したが、第一次改正要目が発表されたばかりで、この時期に新体操を迎えることは体育界に益しない、として拒絶された。成城・玉川の側から小西重直が出て、研究と実施とは必ずしも同一ではないとして交渉を進めたが、両三年経過後には現在の要目の実施も定着するであろうから、それ以後のことにしたいと強く要望された。

その後、高師の森悌次郎、YMCAの柳田亨、東京市の三橋義雄、富山高校の内山数雄、興農学園の平林広人等がブックの体操学校に留学して帰朝し、この運動に加わった。

昭和5年夏、「ニルス・ブック体操研究会」が発足し、その会員には全ての体育団体の代表が網羅されていた。この研究会は神田YMCAを会場として二十数回の会合を重ね、実行案が練られた。当初の計画ではブックの他、男女各六名の助手の来日が予定されていたが、ブックの自費で四名、デンマーク文部省負担で四名、の助手を増員したいという要望があった。結局、男女各十二名の助手と予備員一名、計二十六名の来日の運びとなった。講習の総経費は、講師への謝礼はなしとして、四万数千円が予定されていた。

ニルス・ブック体操研究会のパンフレットは次のごとき主旨を記している⁴⁶⁾。

「ニルス・ブック氏一行男女二十五名ヲ招聘シ、九月上旬ヨリ前後約四十日間、日本各地及満州朝鮮ニ於テ、ニルス・ブック体操ノ講演、實演、其他ヲ公開シ、以テ我國國民體育ノ健全ナル発達ニ資セントス。

本講習ハ“ニルス・ブック体操研究会”之ヲ主催シ、文部省、全日本體

操聯盟，南滿州鐵道株式會社其他ノ後援ヲ得テ，全國的ニ其主旨ヲ徹底セントス」。

又，ブックの講習・講演のプログラムは次の通りである⁴⁷⁾。

- 一，滞在期間 九月上旬ヨリ十月上旬迄ノ四十日間
(但往復ノ旅行日数ハコノ外トス)
- 二，開催予定地 奉天，京城，仙台，大阪，広島，福岡，金沢，鳥取，静岡，名古屋，神戸，大分
休養其他特別日 八日間 旅行日 九日間
- 三，講習順序 (イ) ブック氏ノ講演 午前二時間
(ロ) デモンストレーション 午前一時間半 (女子部)
(ハ) デモンストレーション 午後二時間 (男子部)
- 四，夜間講演 夜三時間以内
(イ) 講演
(ロ) フォルク・タンツ
(ハ) 映画
- 五，講習場 (イ) 晴天ノ場合ハ戶外運動場ヲ使用ス
(ロ) 荒天ノ場合ハ其他所在ノ時ハ體育館ヲ使用ス，若シヶ所ニ収容不可能ノ場合ニハニヶ所又ハ夫レ以上ノ適當ナル会場ヲ選定シ，講習員ヲ夫々適當ニ配當シ分割講習ス
- 六，講習會會費 一圓内外
- 七，實地指導 午後二時間 (第二班講習員男女百名宛)

付記

實地指導ハ講習員中，申込ノ先着順ニ四百名 (男女各二百名) ヲリ之レヲ二班ニ分チテ各一日ニ二時間之レヲ行フ，但シ其實地指導為ニ特別ノ會費ヲ要スルコトナン

實際のデモンストレーションの場所は，奉天，京城，日比谷公会堂，玉川学園，成城学園，福島，秋田，富山，金沢，神戸，大阪，大分，福岡，

岡山、米子、名古屋、静岡、横浜の十八ヵ所に及び、その間に、映画撮影、歓迎会、挨拶廻り、招待、見物、訪問等を行なっている⁴⁹⁾。

『成城学園五十年』は、「ニルス・ブック一行の招聘は最初、成城・玉川両学園のみでおこなわれるはずであったのが、その国際上の関係から文部省も加えてほしいとの要望があり、結局三者の共同招聘ということになった。ただし、文部省からはその費用は全然出なかった」として、全国実演講習の結果、「このことは、日本の教育界および学校体操に深甚な影響を与える結果となった。もっとも頑固であった軍隊にまでその影響を与えるにいたったのであった」と述べている⁴⁹⁾。

二宮は『體育全史』において、「昭和六年ニルス・ブックが来朝し、各地で宣傳的實演を行なった所、之を一つの契機として、小・中學校にしてブック式の體操を行ふもの次第に多きを加へて行つた」として、学校体操教授要目の改正が世評に噂されたが、二宮・大谷は欧米体育事情を視察して、その必要を認めずと結論したと述べ、その理由として、学校体操教授要目は実行上の大綱を示したもので、形式的変改よりも要目活用の研究こそ肝要であり、指導法こそが問題だと述べている⁵⁰⁾。

三橋体育研究所について、市瀬は、「三橋體育研究所と云ふのは、喜久雄氏が高師をやめ洋行から帰つたときに、未だ成城學園にいた小原國芳氏が學園の體操を指導させることを兼ねて學園の一部に作らせたものであるが、その後喜久雄氏個人のものとなって今日に至つたのである」と、小原と三橋體育研究所の關係を述べている⁵¹⁾。これは、『成城學園七十年の歩み』に掲載されている1930年—1932年頃の成城學園平面図や、1927年の成城學園改造計画図には、三橋體育館としての記載があり⁵²⁾、小原が、成城學園に體育研究所を設置する意圖を藏していたものの、主たる活動の場が次第に玉川學園に移行していったために、そこで實現が図られたと見るのが妥当であろう。

小原と喜久雄との間をつないだ畠山源藏(三)とは、旧姓小野、号を花城と言ひ、1913年(大正2年)、東京高等師範學校体操專修科にて、主として柔道を學んだ。1920年(大正9年)から、東京帝國大學司書に転任、

1921年（大正10年）から約五年間は、雑誌「日本體育」を編集して、専ら體育思想啓蒙に従事した。後に「日本讀書會」を起こして、その主幹となり、社会教育を志した。體育關係の論策は『體育論』を始めとして、雑誌「體育と競技」に、その多くが発表されている⁵³。

喜久雄が東京高等師範学校を退官するに至った事情は、真行寺朗生によれば、嘉納治五郎と永井道明の體育觀の相克に端を發した、学閥間の主導権争いに破れた永井に殉じたもので、時の校長、三宅米吉は、同氏の功績を認めて、教授に昇進させて野に下らしめたものとされている⁵⁴。喜久雄は「私の體育個性的覺醒は既に數十年昔に體育即自己でふ存在の永井恩師に據ってあるのだ」⁵⁵という。この關係から見れば永井に殉ずることは無理のないことであつただろう。従つて、喜久雄は第一次改正要目に対しては、批判的立場を極めて鮮明にしていた。

1930年（昭和5年）に発表された「學校體操教授要目改正の機運如何」⁵⁶とする一文では、第一次改正要目は發布当日、全国の體育主事等と共に、體育研究所において、所長より「質問は多少許すが意見の開陳は許さぬ」として、「改正要目には絶対に服従しなければならない。改正要目以外のものを工夫し実施するがごときは法令違反」と述べられ⁵⁷、運動方法や種目名稱の説明に終始し、改正の精神綱領に関する公明なる説明がなかつたが故に、第一次改正要目は最初から命のない存在であつたと決め付ける。

更に、自由研究を蛇蝎のごとく恐れ、たまたまこれあらばこれを異端視し、謀反人として體育教育界から排斥していくと述べ、教師・指導者に力があれば、本来的には學校體操教授要目は必要ないとして、「教材が生きた力となるのは、この教材を一定の教材に内在する法則にしたがつて方法的に処理し、これに内在する価値を方法的に追創造することによって初めて可能となる」⁵⁸のであるから、教授要目がなければ指導できないというがごときはもつての外と言う。

そして、學校體操教授要目を必要とするのは管理者として督励指導する立場からであり、その場合には恒常的な研究調査委員を置いて、世界の趨勢、我が国の現状、關係諸科学の進歩に配慮し、常に革新的な立場をとり

得る、第三者・一般価値者たる権威的なものでなければならぬとも述べる。

つまり、喜久雄は文部省体育研究所に対して、その官僚的立場を批判すると共に、学校体操の研究不足を指摘し、自己の学校体操研究の優越性についての所感を高らかに述べるのである。

1921年（大正10年）、喜久雄はアメリカ・ドイツ・スウェーデン・デンマーク等を歴遊し、体育の本質的根拠と欧米体育界の梗概を見極めるべく、三年間の研修に出発する。この結果は、『現代の學校體操』⁵⁹⁾及び『體育即生活論』⁶⁰⁾として上梓され、学校体操教授要目に対する不満感にも援けられて、七千部を刊行したと言われている⁶¹⁾。その後、永井を会長として、「大日本體育同志會」を結成して機関雑誌「日本體育」を発行し、畠山を編集長としたのは、前述のとおりである。尚、喜久雄は1932年（昭和7年）、成城学園を退職し、三橋体育研究所において、多くの後進を育てることに専念する一方、明治大学、早稲田大学、慶応義塾大学、横浜市立大学に教鞭を執り、日本体育指導者連盟副会長、日本オリンピック協会常務理事等の要職を努めた。

30) 小原国芳、私の体育史、『小原国芳全集、第17巻、教育随想・教育論文(3)』、201頁。

31) 小原国芳、体操・遊戯・競技の教育的価値、『小原国芳全集、第15巻、教育随想・教育論文(1)』、506頁。小原は次のごとく言う。「教育理想の内容として、絶対価値として真・善・美・聖の四つと、手段価値として、身体の為の健価値と、生活の為の諸種の仕事を打って一丸として富価値の二つを加えて、六つを要求するつまり真に人間たらん為に、この六つを要求する。全人たらんが為の六方面である。一つも欠くことは出来ない。また何れも過重視する訳にもいかない。当然そこに私には体操科の地位なるものが指示される」。又、教育随想・教育論文(7)、365頁では、「体育は絶対価値ではない。価値体系をシッカリ、勉強してほしい」と言う。

32) 三橋喜久雄、『體育即生活論』、序、1頁。喜久雄は、体育に即したる生活、生活即体育の境地こそ肯定の生活、生の第一義的満足でなければならぬ。体育とは人生の生存的第一義であると言う。

33) 小原国芳、私の体育小史、『小原国芳全集、第19巻、教育随想・教育論文(5)』、342頁。

- 34) 前掲書
- 35) 前掲書
- 36) 前掲書, 344頁。
- 37) 小原国芳, 体育への提言, 『小原国芳全集, 第36巻, 教育随想・教育論文(7)』, 356頁。
- 38) 日本體育學會編集部, ニルス・ブック氏を招聘するまで, 日本體育學會, 「學校體育」, 第6巻, 第2号, 214頁, 昭和6年9月。
- 39) 小原国芳, 前掲書, 357頁。
- 40) 大谷武一, ブックさんを迎へるの辭, 日本體育學會, 前掲書, 14頁。
- 41) 前掲書。
- 42) 前掲書。
- 43) 小原国芳, 私の体練科論, 『小原国芳全集, 第19巻, 教育随想・教育論文(5)』, 157頁。
- 44) 前掲書。
- 45) 日本體育學會, 前掲書, 213—227頁。真行寺朗生については, 拙稿, 真行寺朗生の体育思想, 「成城法学教養論集」, 第8巻, 平成2年, を参照のこと。
- 46) 前掲書, 220頁。
- 47) 前掲書, 224—225頁。
- 48) 日本體育學會, 「學校體育」, 第6巻, 第3号, 7—8頁, 昭和6年10月。
- 49) 成城学園五十周年史編集委員会, 小原国芳校長の外遊とニルス・ブック, 『成城学園五十年』, 101頁。
- 50) 二宮文右衛門, 『體育全史』, 470—472頁, 目黒書店, 昭和9年。
- 51) 市瀬八郎, 環視の中に立つ三橋氏兄弟, 日本體育學會, 「學校體育」, 第18巻, 第4号, 133頁, 昭和12年11月。
- 52) 「成城学園70年の歩み」編集委員会, 『成城学園70年の歩み』, 69頁及び81頁。
- 53) 光量子, コントラスト・デッサン(7), 體育思想界の両雄(岩原拓, 小野源藏の巻), 日本體育學會, 「學校體育」, 第19巻, 第1号, 72—75頁, 昭和13年2月。尚, 『體育論』は, 島山源三名義で, 内外教育叢書の第11巻として大正12年に内外出版株式会社から刊行されている。
- 54) 真行寺朗生, 『近代日本體育史』, 464—470頁。
- 55) 三橋喜久雄, 『體育即生活論』, 11頁。
- 56) 日本體育學會, 「學校體育」, 第4巻, 第3号, 8—14頁, 昭和5年10月。
- 57) 前掲書, 10頁。
- 58) 前掲書, 11頁。
- 59) 三橋喜久雄, 『現代の學校體操』, モナス, 大正14年。
- 60) 三橋喜久雄, 『體育即生活論』, 目黒書店, 大正14年。

61) 真行寺朗生, 前掲書, 468頁。

(四)

義雄は、常に官と対立的関係にあった兄喜久雄を輔けて、三橋式体操・生命体操の定礎を築いたが、第二次改正要目に関連して、この度は、自らが官と対立する当事者となった。然し、その経緯を述べる前に、ここでは義雄のブック体操に対する考え方や、その展開の方向性をどのように考えていたかを概観してみよう。

義雄は、先ず現在の学校体操の状況を、スウェーデン体操に則った学校体操教授要目に生理解剖的根拠を重点的に加味し、ドイツ体操・デンマーク体操を若干取り入れて第一次改正要目が出来たものであるととらえている。そして本来的には、それぞれの長所を取り込んで日本主義の体操を建設すべきとする立場から、体育手段としての体操の研究課題を次のごとくに述べている⁶²⁾。

イ 体操の構成は人の精神及び身体の発達過程に即していること。

これは、体操は身体修練が目的であるから生理解剖に立脚することは当然であるが、人の発達過程に即応した心理状態をも考慮しなければならないとする考え方に基づいている。つまり、気力体力を要する組織的運動と、子供の実生活に見られる自然的運動とは、発達状況に適合して配合することを重視しなければならないと言う主張である。

ロ 体操の練習にあたっては部分練習と総合全身練習の調和をはかること。
それぞれの部分練習を更に徹底し、総合的練習をもっと大幅に採用すべきであるとした意見である。

ハ 体操は収縮伸展・緊張弛緩の交互作用による筋練習をはかること。

ニ 児童生徒の上に体操を見いだすべきこと。

抽象的・概念的体操を構成して、児童生徒に押しつけるのではなく、形式は内容の現であり、内容を建設するために大切にしなければならないが、往々にして、形式的な体操指導に陥りやすいから特に留意する必

要がある。「体操には型があるが、型にとらわれるべからず」と言う見解である。

又、ブック体操に対する関係者の研究認識が、程度の差こそあるものの、概して学校体操としての価値を認めることなく、青年体操としてのみ評価するのは甚だ遺憾であるとして、その論拠としてしばしば引用される、ブック体操の出発がデンマークの農村青年の身体矯正改善のために組織されたものであるから、我が国の初等教育には不相当である、という意見に対しては、ブック体操の研究不足であり、「吾も人なり人も人なり」で、特異性があると共に普遍共通性もあるのではないかと反論する⁶⁹。

そして、以下に示したブック体操の利点を述べている二人の所説を、概ね妥当なものとして賛意を表し、自説に引用している。

すなわち、森悌次郎は、姿勢の矯正、リズムカル、運動が自由で競技的である、運動の時間に無駄がなく興味を増す、協調性を養う、ことなどを利点として示しているとし、又、柳田亨は、調和敏捷、可動性の増加、姿勢の矯正、器具の不要、号令が高圧的でない、リズム動作、堅苦しくない協調性を作る、運動時間の節約、自発的に行ないたくなる、疲労回復、などを特徴的なものとしてあげていると言う。

義雄は、それに加えて、体操の自由即ち身体最高の機能発現に効果あること、つまり姿勢の矯正・可動性の増加・敏捷性の向上・精力の培養発展に著しく効果があることと、体操の総体性、つまり、一運動としても、一連としての全体的関係からも、全体的立場で修練し、リズムカルで興味を増加し、自発活動を誘発すること、等を利点としてあげるのである。義雄が、今日のいわゆるエアロビクス・エクササイズの隆盛を觀たとしたら、いかなる感慨を抱いたであろうか。

ニルス・ブックの来日に関しては、義雄が1928年にブックの学校で指導を受けた際に、「この秋にはお前の國に行くのだ」と言って非常に喜び期待していたことを述べ、ブック体操に対するアメリカ・イギリス・ドイツ体操界の評価を詳しく示した後、次のように述べている⁶⁹。

「ブック氏の基本体操をかくも世界的になしたものは果たして何であるかといふに、元よりブック氏其の人にあるのは云ふまでもないが、同氏の基本体操に於て、運動の全體性實在性即ち所謂総合運動の重視と、運動のリズミカルなこと、筋の本性陶冶即ち弾性（柔軟性）の向上を計らんがため筋の収縮伸展、緊張弛緩の交互作用によること、機構的形式運動でなくて機構的内容運動であり、心理体操であること、又所謂連続体操であること、従って之等の関係より運動量の大なること、自ら興奮躍動を湧發し、つきざる興味を伴う事の多いこと、更にブック氏の指導たるや實に熱そのものであり、愛そのものである」。

義雄が従来理論的にも實際的にも研究し実践してきた体操はスウェーデン体操を基底としたものである。それは、デンマークにおいて体操研究に従事したときにも、クヌッセンから「お前の体操は瑞典体操だ」との指摘を受けた事実からも明らかである⁶⁵⁾。

しかし、日本で考えていたスウェーデン体操と本場のそれとは大きな違いがあることに気が付く。それは、体操が生理解剖的側面のみを考慮するのではなく、心理に立脚し、広く人間生活を考慮して運動が組織されている点である。義雄はこれを「自然的運動」と呼んでおり、この自然性の尊重は世界の体操界全てに共通の傾向であり、ややもすると無味乾燥が指摘される我が国の体操界は一考の余地があろうと述べる⁶⁶⁾。

そして、我が国の体操が今後研究発展しなければならないものとして、次の五点を挙げている⁶⁷⁾。

- イ 総合運動
- ロ 自然的運動
- ハ 徹底した部分練習
- ニ 美の表現
- ホ 力の表現

従って、跳躍・平均運動が一層重要視され、倒立転回運動を始めとして、軀幹各部と上肢下肢の総合運動、リズム運動、筋の緊張弛緩の交互作用による練習等が、重要な内容になるであろうと体操研究の方向性を予測

し、指導者の熱心な研究と指導上の取り扱いの妙が、より一層切実に要求されると述べている⁶²⁾。

後年、義雄が、体操にあまり積極的な態度を示したとは言えない大学生の集団を指導して、独特の「ハッ・ハッ・トン・ト・トーン」と言った掛け声と共に、見事に生き生きとした活動へ導くのに接した筆者は、その時々(季節・天候・施設の状況・時間・学校行事・学生数・男女の割合・学生の気分等)の教材選択の的確さ・豊富さと共に、事前説明の言葉の選び方、教師の号令がいかなる瞬間に発せられるか、正しい示範が何時どれだけ示されるか、それらのことで、教師の意図する学生の活動に、質量共に大きな隔たりの生ずることを知った。

同じ学生に、同じ体操を指導した場合でも、義雄が指導した場合には、学生が生き生きと楽しそうに活動した。義雄の言を借りれば、それは、「指導上の取り扱いの妙」と共に、「指導者が内に蔵する愛と熱の差」であったのだろうか。

- 62) 三橋義雄、我が國に於ける体操の今後、日本體育學會、「學校體育」、第3巻、第5号、14—17頁、昭和5年6月。
- 63) 三橋義雄、ニールスブックの体操に就て、日本體育學會、「學校體育」、第5巻、第5号、12—15頁、昭和6年6月。
- 64) 三橋義雄、基本体操の世界に於ける沸騰、日本體育學會、「學校體育」、第6巻、第2号、189—194頁、昭和6年9月。
- 65) 三橋義雄、『世界的な新研究に基く今日以後の日本の体操』、2—3頁、伊藤書房、昭和5年。
- 66) 三橋義雄、學校体操教授要目改正私見、日本體育學會、「學校體育」、第13巻、第1号、60頁、昭和10年2月。
- 67) 三橋義雄、『世界的な新研究に基く今日以後の日本の体操』、20頁。
- 68) 前掲書。

(五)

1936年(昭和11年)、文部省は訓令第18号をもって学校体操教授要目を改正した。第二次改正要目とよばれ、体操科教材の取り扱いがより統制的・具体的となり、人格陶冶を強調したものとして知られている。

三橋義雄は、当時、東京市視学兼体育掛長として、全市小学校体操科教員に対して改正要目の周知徹底を図る立場にあったが、その目的で行なう予定の東京市体操講習会を、府学務課の通告により中止せざるを得ないことになる。

以下で、その経緯について述べてみたいと思う。

ことの起こりは、要目改正に際して、1937年（昭和12年）、東京市では「東京市小學校体操指導要目」を作成し、パンフレット及び図表を全市小学校に配布したほか、希望する教員に対しては、実費で頒布したことに対して、文部省では、市の指導要目が、当局が制定した第二次改正要目と相反する点があるとして、その取り消しを府を通して通告したことに始まる。

報知新聞の報道記事を要約して示すと以下の通りである。（尚、新聞・雑誌等の記事を要約して示す場合には常用漢字を用いている。以下同じ）。

「全市小學校の体操指導方針を定めた市の体操指導要目が、市の一視学の越権による独断的指導方法であることが判明し、文部省及び府学務局の忌諱に触れて取り消しを命ぜられた。市教育局では大いに狼狽、六日午後二時から芝区愛宕小學校に各区代表小學校長を集めてこれの取り消しを行なった。文部省では昨年六月、全国小學校の体操教育を統制するため教授要目を訓令、各小學校ではこの要目にしたがって自主的に教授細目を作って第二国民の体育向上につとめることになっていた。然るに、學校体操教授要目と異なる体操科指導要目なる冊子を全市小學校に配布して、一部十銭で教員にその購入を強いているとの非難があり、調べたところ、この冊子は市当局の関知せず、三橋兄弟が公私を混淆して東京市の名で頒布していることが判明、また、三橋体育研究所が市内各小學校にて体操講習会を順次開催していることが判り、麴町区番町小學校に開かれた体操指導講習会の中止を命じ、同指導要目の取り消しを命じた」⁶⁹⁾。

この、東京市小學校体操指導要目の作成を主導したのが、三橋義雄である。

同じく報知新聞の伝える三橋体育掛長談を要約して示すと以下の通りである。

「府当局から再三注意は受けているがあの指導要目は学校体操教授要目に違背していないと信じている。市としては十年程前からやっているものであり、これに幾分修正を加えて去る六月印刷して各小学校に配布したただけだ。要目の有料配布については自分は関知しないことだ」⁷⁰⁾。

同日付けの東京日日新聞の記事は、府学務課の横槍で体操講習会が中止され、東京市教育局体育課体育掛長三橋義雄氏の責任問題が起こったとして、文部省は東京市の山口体育課長、小柏視学課長を招き、村田府学務課長、文部省岩原体育課長立合いの下に懇談、市の回答を求めたが、回答がなかったため、講習会を中止させたとして、三橋義雄の談話を掲載している。以下に要約してそれを示そう。

「感情の纏れです。文部省制定のものは一般的なもので体操のような特殊な科目は地方的な条件を考える必要があり市の体操要目は文部省制定のものを主眼として作られたもので十分研究して作成したものです。府から取り消しを要求されてもおいそれとは出来ない、市側の態度は近く回答するつもりです」⁷¹⁾。

雑誌「学校體育」は、三橋義雄の談話として次のような意を伝えているので、要約して示そう。

「大正十五年に文部省で要目が改正されたとき、それによって市の要目を作って以来、年々、社会情勢の進展にともない、少しずつ変えていったのだが、昨年文部省の要目が改正されたのでそれを基として市のほうも改正した。世間では私のパンフレットや図表を教員に売り付けたごとく言われているようだが、それは濡れ衣で、あの図表は要目改正と同時に市役所の費用で一枚一枚宛配布した。ところが教員たちが一人一枚配ってほしい、予算がなければ実費は自分たちで負担するというので、各校の体育部長を通して入用枚数を調べ、携帯に便利のように小冊子を作り、体育部長の中から二名の委員を依頼してその分配をまかせた。この体育課は校正を受け持っただけで金銭の受取物品の受け渡しは全部その委員と商人の間で行なわれ私などは少しも知らないことである。

この要目が文部省の方針と相反するというのはほとんどない話で、市と

しては実際家数氏を委員にあげ、会を組織し、要目を中心骨子として討議に討議をかさね、文部省にも数回意見を聴き、注意に注意を重ねて、特に時局を鑑みて文部省の精神を徹底せしむることに注意した⁷²⁾。

一方、府の体育主事、竹内八郎は、市が要目を作ることをきいて、視学にも文部省の意向を体して作り、事前に見せてくれるようにと再三希望したが、一回も見せずして、出来たものは文部省の要目など全然考慮していない結果になっている。例えば、五・六年の教材を一・二年に持って来たり、用語も自分勝手に作り替えるなどしてあり、これでは師範教育を受けて市へ奉職した教員は、体操はすべて習い直さねばならない、と不快感を表明し、「倒立を女子に課したり、上級生の教材を一・二年に持って来たり、文部省の制定せる脈絡、配当を全然無視しているがごときは誠に困りもの」と述べ、「ことに、責任者が公の席において文部省の要目など守る必要がないと放言するのはもってのほかである」と厳しく批判するのである⁷³⁾。

又、栗本義彦文部体育官は、「国民教育に関しては文部省の統制に従うべきだし、師範学校でやってきたものと違うことを、市のほうでやられては師範教育の破壊です」として、「三橋氏が如何に勢力があったとて国で定めた要目を無視していいわけではない、又、東京市の体育が三橋氏の研究所で学ばねば教えられないようなものであるべきでない、体育の研究所は文部省の要目をさらに深く、技術において、理論において研究錬磨するところでこそ真の望ましい存在であって、国法に反し、無視するような研究所なら有害無益なる存在である⁷⁴⁾」と述べている。

更に、この問題は文部省対三橋体育研究所の感情的軋轢に端を發したのではないか、とする記者の質問に対して、「それは甚だしい誤解です。苟も国家の法令に関することを個人の感情によって動かすことは出来ません⁷⁵⁾」と答え、三橋喜久雄は技術においても、指導精神においても、わが国体育界の一流であるにもかかわらず、要目委員に加えなかった理由として、三橋の技術は優れているが、あまり多方面の意見を聴くと纏る力が削がれることを恐れたからだ、として次のように述べている。

「三橋氏は地方から出て、デンマークに留学して帰朝した、その技術の優秀さを永井道明に見い出されて、一時東京高等師範学校に教鞭をとっていたが、東京高等師範学校卒業の大谷・三宅氏等が米国において体育技術を錬磨して帰朝し、東京高等師範学校の教授になったが、その東京高等師範学校を出ない三橋氏が、高師に教鞭を執っていることは、教法の統一その他に問題があるので、止むなく三橋氏に辞職して貰い、三橋氏は個人で体育研究所を開き体育界に尽力されてきた、そういう立場の相違もあり三橋氏には意見を求めなかったのです」⁷⁶⁾。

つまり、文部省や府の対応は、官の定めるところに従うのが当然とするもので、前述の竹内は「ロシア人や支那人の体操なら良いかも知れぬが、日本人を教育するには、この要目では困る」⁷⁷⁾と述べ、栗本は「師範教育の破壊、国家教育の乱れ」を理由に、国家の制定した要目を若干でも変更することは、土地の状況にあわせて要目を活用する場合にのみ許されるとしている⁷⁸⁾。

又、雑誌「學校體育」は、我らは国家の示すところにより国民普通教育の一部として学校体育を行なう義務があるとして、私的に考案された体操を、まだ国民教育の内容として国家的に是認されることなく小学校に導入し、児童に実施せしめることは、理由の如何を問わず、教育的反逆者といわねばならない、と述べる⁷⁹⁾。

教育週報は、「文部省のものと同一にして画一的にやらねばならぬものだとは思っていない。良いか悪いかは実際にやってみて言うべきことだ」とする義雄の意見を紹介し、「私立学校でも国家の意図と相反する教育を行なう自由はない」としつつも、「あまり窮屈に統制することは教育に限らず進歩がない」として、「教育日本の遠き将来を考えるならばあまり小さな事に拘らず、進歩的な研究はこれを認め、これを生かし、助長するくらいの態度が文部省にもあるべきだ」と述べている⁸⁰⁾。

この結果は、東京市が、市要目を撤回することによって決着する。三橋義雄は次のごとく述べている。「私たちはあくまで文部省の新要求目に拠ったものでそれを無視したとかどうとか言うことはありません、然しいけな

いと云うことであれば止むを得ないし、はっきり撤回することにしました」として、「四肢」や「四肢体」と言う用語は文部省の要目にはないが、下肢の運動としているものもその殆どが手足共通の運動であり、特に新要目では手足を同格的に練習することが重視されているのだから、下肢の類では下肢の運動のみに限定し、指導上の便宜から、市の要目ではそれを四肢として明確に表現しただけである。つまり、「類と言うのは概念であって、事実ではないからである」。又、学年配当を変更した理由は、今度の要目で新たに取り入れられたものも、東京市ではすでに以前から行なっているのだから、他より低学年で行なうことが可能なのである。所属の変更にしても、体の前屈などは背の運動であると同時に、腹の運動でもあるのだから、どちらに入れても良い理屈である。跳ぶと言う名称のものは全部跳躍運動としているが、下肢の運動が主となっているものは、下肢の運動に入れたほうが良からう。名称の変更も「体前屈」が間違いだと言うのではなく、「体前下屈」としたほうが運動の性質を良く表現していると思う。名称を簡略化することも良いが、その反面、内容表現が抽象的になりやすい欠点があると反論する。

そして、「色々言はれても真に體育のために汗水たらして研究しようとする熱意と努力だけは誰にも負けないと思ってやっています」と述べる⁸¹⁾。

尚、これらの具体的論点に関しては、永井道明・三橋喜久雄共著、『學校體操教授要目の本義・新體操教授要目の組織的批判』、廣文堂書店、大正15年、によってすでに詳しく取り上げられており、第二次改正要目に対しての意見も、そこでの批判論議の範疇を出ていないと思われる。

よって、主たる論点を雑誌「學校體育」の記事から要約して示す。

『學校體操教授要目の普及徹底を図った文部省は、地方長官に対して各小学校の體育をこれに依って指導するように指示したところ、東京市は義雄が主導して、独自の要目を制定する準備にかかっていた。それは、學校體操教授要目が「克ク土地ノ情況に適切ナル教授細目ヲ定メ之ヲ實施セシメ」と定めていることを根拠としている。

東京府は館府知事名をもって、市が要目を発表する前に、安井文部大臣

に対して次のような伺い書を提出した。

- 一 體操科ノ教材タル體操，教練，遊戯及競技ノ分類ノ外ニ新ナル「類」ヲ設ケテ之ヲ實施シテ可ナリヤ。
- 二 定メラレタ運動ヲ異ル「類」ノ中ニ編入シテ可ナリヤ。
- 三 學年配當ヲ變更シテ可ナリヤ。

文部省はこれに対して、普通学務局長並びに体育課長より、「學校體操教授要目ノ本旨ニ鑑ミ、コノ三者何レモ承諾相成難旨」の回答があり、この趣旨の徹底を期す先に起きたことであった。

市の指導要目はこの三点について明らかに違反し、更にその外にも、運動の名称を変更し、教材の性別に関する注意事項を無視し、指定教材の一部分を省略して他の教材を多く配当して選択自由の立場を許している。

府は市の山口体育課長と小柏視学課長を招致し、東京市小学校體操科指導要目の取り消しを命じ、更にこれを参照することも不可なることを伝え、市がこれを取り消さない場合には、府がこれを取り消すという極めて強硬な態度を示した。

その後、依然として市の回答がない為に、講習会の中止という強行手段に出たとするのがその由来と真相である⁹²。

このように述べて、三橋体育研究所並びに喜久雄・義雄兄弟が自己の體操を合法的に市の教員に対して強要したとして、これは師範教育の破壊に通ずると厳しく糾弾する立場をとっている。

即ち、私的に研究段階の體操が、国民教育の内容として国家的に是認されることなく、児童に実施されることは教育的反逆であるという主張である。

義雄は、後年、「日本人だから、日本の将来のために、黙っていられたかったのだ」として、体育は、頭デッカチな観念論より実践を基調とすべきであり、そのための指導要目であらねばならないと述懐するが、この問題を今日的視点から勘案した場合、官と義雄の間での具体的争点が、要目実施の成否に関わる重要な素因となっていたとは思えない。

三橋兄弟が体育界の一方を主導してきた事は事実であり、その体育界の

先覚者として、又、体操実践研究の権威としての実績の積み重ねは、傲慢さにも似た自負心を育て、それを認知しようともせず、とかく理論構築が先行して実践を伴わない官制的立場に対しての、鬱積する不満感と強烈な反抗心が、これらの論争を惹起したのではなかったか。

この、国家的統制がますます強化されていく特殊な時代においてすら、文部省とは別個の指導要目の実施を主張し、敢えて統制批判を行なった基底には、体操理論・実践手法の異同と共に、官制的な権威主義に対する反骨心があったとするのが本稿の立場である。

義雄が第一次改正要目に対してどう考えていたかを以下で示してみよう。

三橋兄弟がニルス・ブックの体操学校に学んだことは事実であるが、それをもって三橋式体操・生命体操がデンマーク体操であるとするのは早計である。義雄は、自分は何もデンマーク体操を謳歌し、その万能を唱えるものではないと明言する⁸³⁾。

又、義雄は、何を以てデンマーク体操と言い、スウェーデン体操と言うか、人によってその内容に大きな差があることは周知のことで、唯体操に限らず、全てがその発生や対象のみを以てその適否を断ずるのではなく、それ自体を種々の方面から検討して適否を決定すべきであると言う⁸⁴⁾。

これは、大谷等の言う、デンマーク体操は農民を対象として生まれたものであるから、日本の小学校には適当ではないとする意見に反駁したものとみてよい。

従って、要目改正にあたっては、このような皮相的態度や研究をもって当たるべきではないとして、第一次改正要目の改正の要点は次の四点としている⁸⁵⁾。

- イ 時代の要求に応じて、効果の大なる新教材を採択し、且つ、教材を整理（削除）したこと。
- ロ 運動種目の分類を整理改善した外、教授を一層適切有効ならしめるために教材配当の順序を改めたこと。
- ハ 名称を改善せること。
- ニ 指導教授の徹底を期するために特に適切なる注意を払ったこと。

そして、上記四項の内、特に教材配当の順序を改めたことは改悪であるとして、その理由を以下のごとく述べる。

即ち、前要目において配列された運動種目の順序は、教授上の順序ではなく、分類上、性質の近似点を骨子としたものであるが、第一次改正要目では教授上の順序に配列されている。然し、教材の配列は千遍一律的なものではなく、季節的要因、児童の心身の状態、教材の性質・難易度、学習体験の有無・程度、設備等の条件によって決定されるべきもので、それが「生きた体操」であると言う⁸⁶⁾。

そして、全体として枝葉末節にこだわりすぎ、普遍性・根本が示されていないとして、次のような体操種目の種別についての提言を行なっている⁸⁷⁾。

イ 四肢の運動の新設

ロ 四肢軀幹運動の新設

ハ 倒立及び転回運動の再吟味

又、要目改正に当たっては、以下の点に留意して教材選択を行なうべきであると言う。

イ 教材を多くして多方的修練を図ること。

ロ 総合運動・巧緻運動を多くすること。

ハ 筋の特性陶冶の運動を多くすること。

ニ 能率化の運動を多くすること。

ホ 低学年には自然で生活に即した体操、高学年には程度の高い体操が欲しい。

ヘ 趣味性の多い運動を多くすること。

ト 芸術的・美的表現体操を多くすること。

チ 思想的体操を加えること。

義雄の言う趣味性とは面白みのことである。体操は無味乾燥だとか、要目体操は面白くないとした批判に対するの対応である。又、美的・思想的体操とは、自己の思想を身体運動を通して具現化することが可能だとする観点に立って、精神の全野的立場から考察し、体操は体操らしく、心身陶

治の役割において、その特性を発揮することが肝要だと言うのである。

然し、三橋兄弟が要目改正に直接的に関与することはなかった。

- 69) 報知新聞，昭和12年月25日
- 70) 前掲。
- 71) 東京日々新聞，昭和12年9月25日。
- 72) 日本體育學會，「學校體育」，第18卷，第4号，134—143頁，昭和12年11月。
- 73) 前掲書，135頁。
- 74) 前掲書，137頁。
- 75) 前掲書，139頁。
- 76) 前掲書，139—140頁。
- 77) 前掲書，135頁。
- 78) 前掲書，139頁。
- 79) 前掲書，152頁。
- 80) 無縫録，「教育週報」，昭和12年10月2日。
- 81) 日本體育學會，前掲書，137頁。
- 82) 前掲書，141—143頁。
- 83) 三橋義雄，學校體操教授要目私見，日本體育學會，「學校體育」，第13卷，第1号，54頁，昭和10年2月。
- 84) 前掲書。
- 85) 前掲書，55頁。
- 86) 前掲書，56頁。
- 87) 前掲書，58—60頁。

(六)

三橋義雄は、「わが國の體操を振り返って見つめたときに……體操の内容をもっと擴充せねばならぬ。即ちその組織においてもっと兒童生徒の心身の發達過程に應じたものが欲しい。又唯唯形の體操でなくて内容的な力強いもの即ち力の體操，更に美の體操，趣味の體操がほしい……之が今日世界の體操界における主流であり，又今日までの日本の體操に対する将来的の念願である」と言う⁸⁰⁾。

義雄は，スウェーデン體操の理論的・實際的研究から出發し，ブックが主張する，筋の収縮と緊張の交互作用を原理とした柔軟性の修練や，リズムの運動を通して美的表現を図る體操に強い共感を覚え⁸¹⁾，独自の體操を

編み出すために研究・工夫を重ねた。

特に、ドイツ留学中に教えを受けたドイツ体育大学教授クリンゲルの提唱する「すべからく自然にかえれ」とする考え方に傾倒するところが多く、これを、とかく形式的になりがちな学校体育に対する一大警鐘として受容したと考えてよい。

つまり、義雄の言う自然的運動の探求は、体操の科学的研究、即ち身体科学に確固たる基礎立脚を置いた体操の追求が、ややもすれば身体を構成する諸器官の本然的活動や、人間の自然的な生活から次第に遠ざかる傾向にあることへの反省として出発したもので、以後の、義雄の体操実践研究の方向性を決定付ける重要な素因となったとするのが本稿の立場である。義雄は、これを「體育的手段は常に人間生活に基礎を置き源を發し、人間性に觸れなければならない」と表現する⁹⁰。

然し義雄は、いかなる指導者の熱心な内容研究も、指導上における取り扱いの妙がなければ、良い効果をあげる事が出来ないことに思い至るのである。その意味では、義雄は実際家であり、体操実践研究における第一人者であった。

以下に示すのは、その体操指導論の一端であるが⁹¹、体操と言う語を別の話、例えば身体運動という今日的表現に言い換えたとしても、十分に通用する実際的指導論として評価できる。

義雄の言う、体操指導の根本精神は、次の三点からなっている⁹²。

イ 児童生徒本位であること、従って、指導にあたっては、児童生徒の心身の事情を良く観察し、それに応じて、対処すべきこと。

ロ 体操の指導は、概して団体的であるが、その目的は、一人一人の児童生徒の心身の向上発達を図るものであるから、全体指導とともに、個別指導を行なうべきであること。

ハ 体育運動は、児童生徒が家庭や社会においても実行し得るためには、その運動が真に自分自身のために行なわれていること、生活上一日も欠かせないことを自覚させ、身体を動かすことを愛好するように仕向けること。

又、実際の指導方法として、次の五点を挙げる⁹³⁾。

一 号令と呼称

号令の適否は運動実行に大きな影響を与えるもので、予令、休止、動令からなる。

- イ 予令は、運動のやり方を表すもので、注意を促し、期待を喚起するもの。
- ロ 休止は、実行を決意せしめ、その方法を考える余裕を与える時間。短すぎると運動が間違われ、長すぎると注意が散漫となり、意気を鈍らせる。
- ハ 動令は、開始の合図であり、運動の強弱・遅速を表すことが大切であり、その響きは直ちに実行の気分を呼び起こすように。

号令の注意事項

- イ 言語は明瞭なること。
- ロ 号令の高低強弱は場所の広狭、生徒数、運動の性質、練習の程度に適應するように。徒に大声を発することは慎むこと。
- ハ 号令は人格の発露であるから生氣に満つるように。
- ニ 運動する者の「心を心として」号令をかけるように。

呼称は運動に伴う掛け声で、次のような場合に有効である。

- イ 動作を揃えるとき。
- ロ 沈滞した意気を鼓舞する場合。
- ハ 呼称は多くの場合調律的運動に唱えるが、ややもすれば、反射的になる欠陥があるから、時々調子を変え、時には呼称を廃することも必要である。

尚、呼称は旺盛なる実行の意気を示すものでなければならぬ。

二 示範と説明

教師の身体及び精神の模範は指導上極めて大切なものであり、実技を主とする教科の指導に当たっては教師の示範によって生徒の実行を誘導助長することが大事であり運動によっては、説明だけではその要領を会得できないものもある。

示範上の注意

- イ 正確な動作と横溢せる意気が大切である。
- ロ 学ぶ者の程度に应ぜねばならぬ。
- ハ 観察の要点を明示すること。
- ニ 示範の位置及び方向に注意すること。
- ホ 総合的示範と分解的示範を併用すること。

説明は運動の目的や要領や注意点を理解させるために必要である。

- イ 学ぶ者の能力に应ずること。
- ロ 明瞭に全体が聞き得るように話す。
- ハ 主要な部分から、暫時、細かな部分へと移行する。

三 模倣と練習

教師が完全な模範を示し、学ぶものが、それを真似る。これを反復練習することによって、正しい動作が出来るようになる。ただし、その度を過ごせば、身体及び精神は疲労し悪い結果をもたらす。

四 矯正

- イ 大なる過ちより先に指摘すること。
- ロ 一時に一事。
- ハ 迅速に行なうこと。
- ニ 矯正の主眼点を把握すること。
- ホ 個人のために全体を忘れぬように。
- へ 親切であれ。

矯正の手段

- イ 言語
- ロ 動作
- ハ 手
- ニ 運動
- ホ 心身の模範

五 配列

教師の示範・説明・観察に便宜良く、人数・場所・運動の種類・器

具・学ぶ者の精神状態・熟達の程度によって適宜変化させる。正規配列と自由配列とを使い分ける。

義雄は、体操だけではなくスポーツ競技に対しても並々ならぬ関心を示していた。1925年（大正14年）には、『ヴァレーボール』、『バスケットボール』の二著を刊行しているが、その『ヴァレーボール』の序文では、自分は今まで個人競技として十種競技を熱心に研究練習してきたが、チーム・ゲームの興趣は又格別であるとして、「従来女子にのみ適するものであるかのように批評する者があったが、書物の上で読んだり、ゲームを見ただけで到底も其の真の味はわかるものではない」と言い、本書は自分がゲームや練習を行なって自ら経験したことと、第五回・第六回・第七回の極東競技大会において、親しく目撃したことを基礎として書いたものであると述べている⁹⁴⁾。

その指導に当たっては、スポーツ競技はその性質上、ややもすれば競争勝負が主眼となって他を顧みないことになりやすく、心身の正常なる発達鍛練が度外視され、勝負にのみ焦慮専念し、その結果、「競技運動の正常な発達を害し、競技の弊を伴い、為に競技者の向上発達を凶るべき競技運動が反って競技者の心身を害することが少なくない」として、勝負を離れてはその特徴を発揮しにくく、その爽快味を失うから、当然競技勝負ということは考へて行なうべきではあるが、徒にそれにのみ専念してはならず、「要は愉快裡に其の心身を陶冶鍛練するにある」と述べ⁹⁵⁾、指導者の心得として以下の六項目を挙げる⁹⁶⁾。

イ 懇切丁寧に指導すること。

競技種目によって初心段階の指導が異なる。ヴァレーボールの初歩練習では、ラリーが続かないために競技者が興味を失い易いから、細心の注意を払う必要がある。

特に技術の熟達を願うあまり競技者を叱ることは避けるべきことであり、全てのことを為す場合には最も愉快快活で、積極的な精神状態をもってこれにあたるのが肝要である。

ロ 具案組織的に指導すること。

予め精密周到なる練習案を建て、系統的に指導することが肝要であるが、指導の実際に当たっては機宜の処置が必要である。時間・日・週・月・年それぞれの単位での具体的指導方針をつくる。

ハ 基礎練習に意を払うこと。

とかく、競争試合に熱中しやすいから、基礎練習とゲームとを並行して行なうようにし、その練習能率を高める工夫が大事である。

ニ 準備を周到にすること。

使用する用具や場所の整備は、競技者の意欲に関わる重要な要因となる。

ホ 自治自発的練習の習慣を養うこと。

指導者が信頼されることは大事であるが、頼られ過ぎるのは好ましくない。

ヘ 練習過度にならないこと。

勝敗を重大視する結果、ともすれば競技者は自分や学校の名譽の為に、指導者は自己の名譽や学校の為に、練習過度に陥りやすい。その場合、競技者の心身は過労に陥り、精神身体共に弛緩し、練習効率は低下し、技術の向上が望めないばかりでなく、悪習慣を身につけ、身体に障害をもたらす危険がある。

義雄は、女性のスポーツ活動にも積極的であった。1924年（大正13年）には、『女子競技』を刊行しているが、そこでは女子競技運動の実際的研究の不足を述べ、当書発刊に際しては、直接女子の競技運動の指導に携わり、数回にわたって各種の競技会に多数の選手を出場させた経験を基にして、実際に競技会に出場した選手諸嬢の尊い体験を加味して著述したと述べている⁹⁷⁾。

そして、我が国の女子競技の濫觴は、小学校・女学校の運動会を除けば、大正6年の秋、「大日本體育協會」が主催した大阪鳴尾運動場の競技大会であろうとして、以下のような女子競技の沿革を述べるのである⁹⁸⁾。

『大正9年5月に東京農科大学運動場において行なわれた報知新聞社主催の小学校競技大会には十名の女子が参加し、以後段々とその数が増加し、大正11年5月27日には、「東京基督教女子青年會」主催の「女子聯合競技大會」が、「御茶ノ水女子高等師範學校」で開かれ、府立第一高女、御茶ノ水高女、自由学園、頌栄高女、東洋家政、女子学院、浅草実科高女、キリスト教女子青年會の八団体、選手八十五名が参加し、五十ヤード競走、走高跳、バスケットボール投、二人三脚、ポテトリーレーレース、棍棒置換りレーレース、四百四十碼りレーレースの七種目であり、同年10月には更に参加者・種目を増やして盛大に行なわれた。

同年11月12日、「大日本體育同志會」主催のもとに、「第一回全日本女子選手權陸上競技大會」が開かれた。

競技種目は以下の通り。(内)は当時の最高記録を示す。

五十米走(7.6秒)、百米走(14.6秒)、五十米ローハードルレース(8.6秒)、走幅跳(4.26米)、走高跳(1.30米)、三段跳(8.85米)、バスケットボール投(22.87米)、インドアベースボール投(42.80米)、二百米りレーレース(29.9秒)、三百米メドレーりレーレース(45.5秒)、四百米りレーレース(59.6秒)、バスケットボール、ヴァレーボール。

参加団体

日本女子大学付属高女、ホワイトロンプ、東京女高師、同付属高女、同付属小学、東京女子体操音楽学校、府立第二高女、府立第四高女、女子師範、東京府女子体育研究会、第六臨時教員養成所、南葛師高女、目黒実科高女、自由学園、頌栄高女、成女高女、太田実科高女、神奈川県女子師範、同付属高女、横浜元町小学校教師。

参加人員

三百十五名、延人員七百二十七名。

その他、大阪、名古屋、新潟、秋田、静岡、鳥取、岡山の各地で競技會が開かれた』。

義雄の著作物全てに共通して、極めて實際的な体験に裏付けられた指導

理論が述べられていることは極めて注目に値する。そこでは観念的な空理空論は全て排除され、自らが実際に指導者として遭遇した情況に、適切に対処する具体的方法が示されている。

「観念より事実、理論より実践を」とする義雄の主張は、欧米体育思想の吸収に汲々として実践の方途を等閑にしがちな時代の風潮や、初めは志の高さを以て補うことが出来たとしても、次第に惰性にながれる傾向にある実践指導の在り方に対しての、現在にも通ずる一つの警鐘として心して聞く必要がある。

先に述べた、義雄の説く体操指導法の根底には、「体操は辛いもの、然し、必要なもの」とする観念があった。「良薬は口に苦し」とは、義雄の常々口にしたところである。「良き指導法を以てその苦みを和らげなければ、いかな良薬といえども学習者の口に入れることが出来ない、無理に苦しい薬を押し込めば薬嫌いをつくるのみ」と主張する。

又、義雄には、個人の体操内容を充実させることと、体操の統一性・等質性を追求することとは同質ではないとする基本姿勢があった。これは、画一指導や内容を無視した鍛練主義に対する貴重な挑戦として評価できる。更に、これは全体指導と個人指導の在り方に対する問題提起としても受けとめる必要がある。「個の充実と全の完成」、「部分的修練と総合的練習」の調和は、義雄が常に追い求めていた課題であった。

従って、義雄は運動学習に評価や罰による動機づけは馴染まないと主張していた。評価や罰による動機づけは指導法研究の欠如の結果に他ならないと言う。故に、自ら学生の登校する二時間もまえから、授業環境を整えるために、更衣室・体育館・グラウンドの清掃に心し、運動用具その他の授業準備を万全にし、自らの心身を整えるためには、一時間程も激しく体を動かすことを常としていた。これは、生涯を通して変わることがなかった。

これは、大学の体育授業では、必ずしも身体を動かすことに積極的な学生ばかりが受講するのではないとする前提にたって、教育環境が学生の運動意欲に多大な影響力を持つことを配慮した、実際の指導法の実践であっ

た。

如何に優れた指導内容も、拙劣な指導法からは良い結果は生まれないとする義雄の主張は、とかく抽象的論議に終始しがちな学校体育研究にあって、一際異彩を放つ実践教育の主張であった。その反骨ぶりは多方面に発揮されるのだが、もはや紙数もつきた。

かつて、島田正蔵は成城小学校の「クスノキ・クラス」を担当し、見事な実践教育の実を上げ、その体育教育に関しての著作『體育原論』⁹⁰⁾は、現在に至るまで高い評価を受けている。そして又、生涯を通して自らを信じ、自らの主張を貫いた気骨ある体育人が、教育研究を旗印とした成城学園において、実際的指導法をもって学園体育教育の定礎を築いた。

それを受け継ぐのは我らの責務である。

- 88) 三橋義雄、『世界的新研究に基く今日以後の日本の體操』, 序, 3頁。
- 89) 前掲書, 9頁。
- 90) 前掲書, 14—17頁。
- 91) 三橋義雄、『學校體育教科書』, ミカド商会, 昭和2年。
- 92) 前掲書, 體操科指導論, 183—184頁。
- 93) 前掲書, 指導の方法, 186—192頁。
- 94) 三橋義雄、『ヴァレーボール』, 序, 1—3頁。
- 95) 前掲書, 168頁。
- 96) 前掲書, 169—175頁。
- 97) 三橋義雄、『女子競技』, 廣文堂書店, 大正13年。
- 98) 前掲書, 我が國に於ける女子競技, 13—19頁。
- 99) 島田正蔵、『體育原論』, 大同館書店, 大正15年。「クスノキクラス」の実践教育については、「教育問題研究」, 第65号から第69号に掲載されている, 體育の根本問題 (1)―(5)), 及び, 第87号迄の論文を参照のこと。

「 」中の、引用文及び個有名詞については、原則として原文に用いられている漢字を尊重しているが、大意を要約して示す場合には常用漢字を用いている。

〔付記〕 本稿は成城大学特別研究助成金による成果の一部である。

1950年10月

1. 10月1日，中华人民共和国中央人民政府成立，标志着新中国的诞生。这一天，毛泽东主席在天安门城楼上向全国人民宣告了这一伟大的历史时刻。

2. 10月2日，中央人民政府委员会第一次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命周恩来为政务院总理兼外交部部长。

3. 10月3日，中央人民政府委员会第二次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命朱德为中央人民政府副主席，并任命了各部部长。

4. 10月4日，中央人民政府委员会第三次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

5. 10月5日，中央人民政府委员会第四次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

6. 10月6日，中央人民政府委员会第五次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

7. 10月7日，中央人民政府委员会第六次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

8. 10月8日，中央人民政府委员会第七次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

9. 10月9日，中央人民政府委员会第八次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

10. 10月10日，中央人民政府委员会第九次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

1950年10月10日

1. 10月10日，中央人民政府委员会第十次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

2. 10月11日，中央人民政府委员会第十一次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

3. 10月12日，中央人民政府委员会第十二次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

4. 10月13日，中央人民政府委员会第十三次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

5. 10月14日，中央人民政府委员会第十四次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

6. 10月15日，中央人民政府委员会第十五次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

7. 10月16日，中央人民政府委员会第十六次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

8. 10月17日，中央人民政府委员会第十七次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

9. 10月18日，中央人民政府委员会第十八次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

10. 10月19日，中央人民政府委员会第十九次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

1950年10月20日

1. 10月20日，中央人民政府委员会第二十次会议在北京中南海怀仁堂举行，会议决定任命了各部部长。

1950年10月21日

1950年10月

1